

補足②

様式第 2 号（第 5 条関係）別紙

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
基本方針 1 消費者の安全確保について	①消費者団体と定期的に意見交換会を開催するなど協働の推進を要望します。 （素案 p 12）	素案 p 12《1-3》4 及び素案 p 50 施策毎の取組評価表通し番号 8 に「また、消費者団体と定期的な意見交換会を開催し、協働を推進します。」を追加します。	対応 1 補足修正
	②高齢者の消費者トラブルにおいて、民生委員、地域包括支援センター、ヘルパー、ケアマネージャーの協力が重要と思われるため、そのような方を対象とした情報発信や講座をお願いしたい。 （素案 p 12、18）	高齢者の消費者被害防止のため、民生委員、地域包括支援センターなどと連携を図り、情報提供等を行うこととしています。	対応 2 既記載
	③災害発生による被害軽減のためにハザード情報や危険性（災害発生リスク等）についての情報提供や啓発の必要性を追記すべきと考えます。 （素案 p 14）	ハザード情報や危険性（災害発生リスク等）については、地域防災計画等に基づき、市ホームページで確認ができる「ハザードマップ」のほか、全戸配布した紙版、市 LINE 基本メニュー、市政だよりの特集記事、ラジオ番組等を用いて情報提供や啓発を行っています。	対応 5 その他
	④シックハウス症候群だけでなく、より深刻な化学物質過敏症や香害等についても留意することを追記できないでしょうか。 （素案 p 15）	素案 p 15《4-2》1 及び素案 p 51 施策毎の取組評価表通し番号 30 に「また、化学物質過敏症等について市民への理解が得られるよう啓発を行います。」を追加します。	対応 1 補足修正

	⑤介護住宅改修に加え、介護状態への未然防止の観点からも住宅（住宅政策課）についても追記すべきと思います。（素案p15）	素案p15《4-2》4 及び素案p51 施策毎の取組評価表通し番号 32 に「高齢者が住む住宅のバリアフリー化を促進することで未然に家庭内事故を防止し、居住の安定に寄与するため、高齢者の住宅のバリアフリー改修工事を行う際の、工事費用の一部を助成しています。」（担当課：住宅政策課）を追加します。	対応 1 補足修正
	⑥住宅購入や、賃貸住宅物件選定において災害ハザード情報提供や住宅取得（特にマンション）時の留意事項についての広報啓発が必要と考えます。（素案p15）	ハザード情報や危険性（災害発生リスク等）については、地域防災計画等に基づき、熊本市 HP で確認ができるハザードマップ、全戸配布した紙版のハザードマップ、熊本市 LINE の基本メニューへの「ハザードマップ」の追加、市政だよりの特集記事、ラジオ番組等を用いて情報提供や啓発を行っています。	対応 5 その他
基本方針 2 消費者の自立支援について	①「6-1 啓発活動の推進」3、4の啓発活動、情報提供については、担当課に教育委員会の担当部署を追加していただきたい。（素案p18）	素案p18《6-1》3 及び素案p52 施策毎の取組評価表通し番号 53 の「家庭科教諭や教育委員会」を「家庭科教諭の参加する研究会や教育センター」に補足修正します。	対応 1 補足修正
	②成年年齢引下げにより、若者への消費者教育の重要性が高まっている。学校、行政、消費者団体など間に立って調整する「消費者教育コーディネーター」設置を要望する。（素案p19）	素案p19《6-2》①7、p20《6-2》②13 及び素案p52 施策毎の取組評価表通し番号 56、素案p53 施策毎の取組評価表通し番号 69 に「小・中学校等での効果的な消費者教育を推進するため、消費者教育を担う多様な関係者や	対応 1 補足修正

	③ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進するために「消費者教育コーディネーター」の役割りは重要であるため、配置の検討をお願いしたい。 (素案p19)	場をつなぎ、調整する消費者教育コーディネーターの設置に取り組みます。」(担当課：消費者センター)を追加します。	
	④成年年齢の引き下げで若者の消費者トラブルが増えることを大変心配している。高校入学時と卒業時などにしっかり消費者教育を実施してほしい。 (素案p19)	学校、大学、専門学校等の学生及び保護者を対象とした出前講座について開催時期を学校と十分に調整をしながら実施してまいります。	対応 4 事業参考
	⑤消費者教育について教育現場や家庭にも伝わるように充実させてほしい。 (素案p19)	学生及び保護者を対象に出前講座を開催し、学習機会の充実を図ることとしています。また、家庭、地域、職域においてもセミナーや出前講座を開催することで消費者教育の推進を図ることとしています。	対応 2 既記載
	⑥決済手段はキャッシュレス化の進展などにより多様化している。金融経済教育も重要なテーマの一つなので講座や教材作成をお願いしたい。 (素案p19)	ニーズに応じた消費者セミナーを開催することとしており、金融経済教育についてもテーマの一つとして検討してまいります。	対応 4 事業参考
	⑦熊本市で行っている高校生への消費者教育について評価します。県立高校は県が取り組んでいるので、今後、市内の私立高校へ拡大することを望みます。(素案p19)	学校、大学、専門学校等において学生及び保護者を対象に出前講座を開催し、学習機会の充実を図ることとしており、市内私立高校に対しましても出前講座の利用促進について努めてまいります。	対応 4 事業参考

	⑧コロナ禍の中、学校などに出向いて出前講座を実施することは難しいと思います。しかし、消費者教育は大切だと思いますので、オンラインやインターネットによる情報提供などで効果的に実施してほしい。（素案p19）	感染予防対策にも配慮しつつ、若者への効果的な消費者啓発につながるよう、オンラインやインターネットによる情報提供を取り入れてまいります。	対応 4 事業参考
	⑨学校等における消費者教育の推進取組に「学校等における住宅に関する教育」を追加すべきと考えます。人生で一番大きな消費活動である住宅の取得や賃貸契約等について、学校教育の中で実施されないことでトラブルが多く発生していると思います。関係課や専門家団体等の協働による講演やワークショップ開催等、様々な方法で若年世代からの住宅の消費行動に関する留意事項等の周知啓発をお願いしたい。 （素案p19）	学習指導要領の改訂により、高校において、ライフステージに応じた住生活や適切な住居の計画において、住宅ローンに関する費用と関連付ける指導の工夫を行っています。若年者の消費者教育にあたっては、学校等と連携し、実施してまいります。	対応 4 事業参考
	⑩消費生活について学び、自立した消費者になれるよう、消費者セミナーのような学習の機会を設けていただきたい。（素案p19）	ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進として、消費生活におけるその時々ニーズに応じた消費者セミナーを開催することとしています。	対応 2 既記載
	⑪消費生活地域見守りサポーターの更なる育成と具体的な活動の推進、協力連携の強化を要望します。 （素案p20）	消費生活地域見守りサポーター養成講座を開催し、消費生活地域見守りサポーターの養成に努めることとしています。サポーター育成と併せて、具体的な活動の推進、協力連携の強化についても取り組んでまいります。	対応 4 事業参考

基本方針3 消費者の年齢その他の特性に対する配慮について	①認知症高齢者や障がい者等の配慮を要する消費者を見守る「消費者安全確保地域協議会」の設置について方針が明示されることを要望します。 (素案p22)	素案p22《7-1》7、p23《7-2》5及び素案p53施策毎の取組評価表通し番号86、素案p54施策毎の取組評価表通し番号90に「高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、関係機関が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会の設置を検討します。」(担当課：消費者センター)を追加します。	対応1 補足修正
	②高齢者、障がい者等の配慮を要する消費者を見守るには「消費者安全確保地域協議会」の設置が必要と考えます。 (素案p22)		
	③高齢者・障がい者を地域で見守る仕組みとして「消費者安全確保地域協議会」設置が必要です。その設置のため「地域見守りネットワーク協議会」を立ち上げ、学習や情報交換の場を設けてはどうか。(素案p22)	「消費者安全確保地域協議会」設置の検討にあたっては関係機関と十分に連携しながら進めてまいります。	対応4 事業参考
	④障がい者の消費者被害の未然防止及び救済において合理的配慮についての行政や事業者等への啓発・意識向上を図ることが必要と考えます。 (素案p23)	障がい者の権利擁護に関する啓発に努めるとともに、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等支援を行い、権利擁護のための必要な援助を行うこととしており、様々な障がいの特性やその配慮の方法について理解を深めるために、地域の住民や学校、企業、行政等に対して、障がい者サポーター研修を実施し、啓発・意識の向上を図っています。	対応2 既記載
	⑤訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応において外国人の住まい確保では住替え相談や賃貸住宅等契約窓口での意思疎通や入居後のトラブル防止のため、多言語対応	外国人の住まい確保については、多言語対応のチラシやパンフレットを作成し、外国人が安心して住まいの確保ができるよう取組を進めています。また、賃貸住宅等契約窓口においても、意思疎通	対応5 その他

	のチラシやパンフレット、翻訳ソフト等導入の検討が必要と考えます。 (素案p23)	やトラブル防止のため、「熊本市居住支援協議会」等において翻訳ソフト試験導入を行っています。	
基本方針4 高度情報通信社会（デジタル社会）への対応について	①高齢者において情報通信機器の利活用が広まる中、情報漏洩やセキュリティの認識が無いまトラブルに巻き込まれる事例が見受けられる。トラブル未然防止のためネットとの付き合い方やトラブルの回避術等の講座を開催してほしい。 (素案p24) ②インターネット関連の消費者トラブルが増加しているので対応をお願いしたい。 (素案p24)	情報通信機器に関するトラブルの未然防止を図るための出前講座を行うこととしており、消費者トラブル未然防止のためニーズに応じた講座を実施してまいります。	対応4 事業参考
基本方針5 持続可能な社会に向けた取組の推進について	①エシカル消費の理解促進だけでなく、SDGs 自体の理解向上や推進について必要ではないか。 (素案p18、26)	本市は、2019年に「SDGs 未来都市」に選定され、「SDGs 未来都市計画」に基づき、出前講座やセミナーを開催するなど普及啓発に積極的に取り組んでいます。今後も「SDGs 未来都市計画」をはじめ関連する計画を推進する中で、エシカル消費も含めSDGs の認知度や理解向上に取り組んでまいります。	対応5 その他
	②食品ロス削減の推進に関連し、フードドライブ活動の視点も必要ではないか。 (素案p26)	素案p26《10-1》2及び素案p55 施策毎の取組評価表通し番号111に「フードドライブが食品ロス削減の取組の一つとして広く普及する仕組みづくりを検討します。」(担当課：ごみ減量推進課)を追加します。	対応1 補足修正

	③食品ロスの削減に向けた取組の推進において賞味期限間近の食品販売会や困窮者支援のための無償配布等の推進を図ることが必要と考えます。 (素案p26)	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	対応 4 事業参考
その他	①計画の推進体制において国、県などの関係機関の中に「専門家団体」、「事業者団体」を記載すべきと考えます。消費トラブルの未然防止のためには消費活動に直接関わる事業者や専門家の団体の協力が必要と考えます。 (素案p29)	本計画の推進体制として「熊本市消費者行政推進委員会」を設置しており、同委員会は「市民公募」、「学識経験者」、「消費者団体」、「事業者団体」の委員で構成しております。ついては、素案p29に記載の【計画の推進体制】イメージ図に委員会の構成を追加します。	対応 3 説明・理解
	②特に意見なし (素案全体)	賛同のご意見として承り、計画の策定、推進に取り組みます。	対応 2 既記載